

大東文化大学合同研究会「大河内文庫を考える―大河内一男を中心に―」

第2部 大河内文庫から見てきた研究課題

「戦後の経済史の立場から～政策立案者たちが捉え、目指した戦後の国民生活～」

桜美林大学大学院国際学研究科特任准教授 兼田麗子

はじめに

桜美林大学の兼田麗子と申します。今年の3月頃にお声掛けをいただき、大河内文庫を拝見し出して未だ日が浅いため、本日は、大河内文庫の史料によって、今後、私はどのような方向性の研究を目指すことができるかというお話をさせていただきたいと思います。

1. 現在の最大懸案事項の一つ―社会保障

現代のわれわれにとって、最大の関心事の一つ、選挙などのときの争点の一つは、社会保障だと言えるのではないかと考えています。インタビューや世論調査での回答をみますと、社会保障や消費税など、まずは国民生活に直結する事項が最優先の懸案事項となっていることが改めてみてとることができます。

しかし、大きな懸案事項となっている現在の社会保障は、右肩上がりの経済成長とピラミッド型の人口構造を前提として戦後につくられたものです。これらの前提条件がもはや成立しなくなった現在、消費税を20%にまで上げたとしても、現行の社会保障の維持は難しいとの指摘があります。

こちらの数値をご覧ください。2013年と少し古い数字ですが、「一般政府総金融負債 対名目GDP比」を示したOECDのデータです(図1)。日本の数値は、225.6%にも及んでいることがわかります。財政危機に陥っていることが周知の事実となっているギリシャの数値が186ですから、日本の財政危機も他人事ではないことがここから明確になってくると思います。

経済・財政がこのような中、戦後の社会・経済政策の中で成立した日本の社会保障の見直しは必至と言えるでしょう。見直しの必要性を根本的に理解するためにも、また、見直しを根本的に行うためにも、社会保障制度が戦後復興期以降にどのように捉えられ、方向づけられていったかを確認する作業は重要であると考えます。そして、この作業を大きく助けてくれるものが、大河内文庫の書籍・史料なのだと考えています。

2. これまでの研究経歴

ここで、少し私のこれまでの研究と問題意識についてお話させていただきたいと思います。これまで、私は、下記のような人物に焦点を当ててきました。

- (1) 社会的・経済的格差の低減化につながる動き(福祉実践・well-being実践)をした人物。
- (2) 国民国家の枠組みのみで考え、行動したのではない人物。
- (3) 政治的権力や行政力を持たずに(1)を行った人物。

なぜなら、日本と他の東アジアの近代国民国家の歩みの相違は、これらの点―特に、(3)―の相違にあるのではないかという仮説を立てていたからです。つまり、民間人の福祉実践・well-being実践(“下からの公共性”)の違いによって、近代化以降に歩んだ経路―植民

地化や日本が戦後を迎えた後の戦争体験などが違ったのではないかと考えていました。

そこで、留岡幸助、大原孫三郎、大原總一郎など、民間人の立場からリーダーシップを發揮した人物に焦点を当てながら、関わりのあった事項・人物・時代背景などと共に、日本の近代化以降の研究を行ってきました。2012年には『戦後復興と大原總一郎—国産合成繊維ビニロンにかけて』をまとめたのですが、明治・大正期から始めて、最近、戦後復興期に傾注して取り組んでいます。

大原孫三郎の子息、大原總一郎は、戦争をはさんで社会との関わり方を変えたと思われる人物なのですが、大原總一郎は、戦後復興期を経済的自立に奉仕する段階、米国から真に一政治的にも経済的にも一独立しなければいけないときだと考えていました。總一郎も、父、孫三郎と同様、企業経営者だったのですが、人間、社会あつての経済であると主張して、利益至上主義を否定する発言を数多く行って行っていました。總一郎は、国民生活審議会の委員長も務めるなど、企業や財界以外の分野でもリーダーシップを發揮し、国民生活のあり方について、経済的側面だけではなく、社会福祉・社会政策的側面の双方から、積極的に発信を続けました。

3. 大河内文庫から見えてくるもの

もちろん、何も總一郎だけに限ったことではありません。戦後復興期のリーダーたちは、経済政策の展開（ア）のみならず、社会福祉・社会政策の展開（イ）の両側面から、いろいろと行く先を考えていたはずで、では、政策立案者たちは、どうだったのか、ということを見ると、大河内文庫の史料から具体的なことが見えてくるのです。たとえば下記のような史料が有効です。

（ア）が見えてくる具体的な史料例

- ①通商産業省通商企業局『我が國産業の合理化について』昭和26年2月。
- ②通商産業省企業局『我が國産業の合理化について』昭和27年7月。

（イ）の方が見えてくる具体的な史料例

- ③厚生省『社会保障制度への勧告—米國社會保障制度調査團報告書 Report of the Social Security Mission』。

③を見ると、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という日本国憲法第25条と連合国最高司令官総司令部（GHQ）からの勧告に基づいて、社会保障制度の再検討に尽力していたことがわかります。

第1部（実情報告）、第2部（勧告）、第3部（5人の博士が2カ月滞在してまとめたもの）からなる③には、「日本社会保障計画について、一つの羅針盤ともなるべきもの」、「これを文化日本への礎として、民生安定の基盤とも致したい」という意気込みも記述されています。また、「社会保障による保護を必要且つ適当と思われる分野と人々へと拡張」していく意向にも③はふれていて、1946年10月制定の生活保護法については、「現在の給付は決して充分ではないが、世界に於いて最も進歩したものと考えられる」との見解が示されています。

この「保護」ということに関連してしてみると、社会福祉の原点と言われる貧困問題を実際にチェックした史料も大河内文庫に収められていることもわかります。

保護や貧困に関する調査報告

④東京市役所『要保護世帯政経調査報告書』昭和13年度。

⑤東京都民政局『要保護世帯 生活実態調査報告』昭和21年度。

また、(イ) + (ア) (双方からアクセス可能な) 史料例としては、下記があります。

⑥厚生省保険局『国民経済の現段階に於ける社会保障制度の意義—経済分析と再建方策とを中心として』。

この⑥は、経済力が劇的に低下した戦後の経済再建と国民生活保障との関連性について考察したもので、社会福祉(イ)の側面に関してしてみると、国民生活の保障というものは、特に戦後に重視され出したものではあるが、国家の本来的責務であるとの見解がしめされています。また、経済(ア)の側面については、非能率的経営体・産業の合理化(経営体・産業の重点主義)という視点でまとめられています。

この史料は、憲法第25条にそのような形の社会福祉(イ)は、いきには望めないため、低い経済力という越え難い壁(国民経済)の状況改善の様子をみながら、という経過的観点が必要だと説いています。つまり、現行社会保障制度の統計を分析し、実現可能性を検討して、緊急度の高いものから順次実現を図る(第1次案①)、それから第2次案(全面的理想案②)へと移行させていこう、ということが示されているのです。ちなみに、現行制度より、療養、助産、葬祭を拡充し、失業手当の給付内容を若干高め、生活保護の範囲を若干拡大するという第1次案(最小限度案)、それをさらに発展させた第2次案は次のように示されています(図2)。

おわりに

ここまで、大河内文庫の史料によって、今後、どのような方向性の研究を目指すことができるかということについて、史料の例を挙げながらお話をさせていただきました。実際の研究ではなく、概略・導入といったものだけでしたが、お話をさせていただいた史料以外にも、あちらに書籍などが展示されています。後ほどご覧ください。ご静聴ありがとうございました。

図 1

General government gross financial liabilities as a percentage of GDP, 2013 (OECD Economic Outlook No.95)			
Australia	33.1	Austria	83.4
Belgium	106.7	Canada	93.6
Denmark	55.2	Finland	66.4
France	112.6	Germany	85.9
Greece	186.0	Iceland	97.9
Ireland	134.6	Italy	145.5
Japan	224.6	Korea	36.5
Luxembourg	30.3	Netherlands	86.2
Norway	35.6	Spain	104.0
Sweden	47.1	Switzerland	46.2
UK	99.3	USA	104.3

図 2 第 2 次案 (理想案) ②

附表 1 理 想 案				
區 分		總 體 案	第 一 段 階 案	
療 養 給 付		107,079	107,079	
傷 病 手 當		15,764	7,806	
癱 疾 年 金		26,261	3,942	
葬 祭 料		15,709	15,709	
遺 家 族 給 付		31,464	31,464	
助 産 出 産 手 當		9,223	5,681	
兒 童 手 當		875,021	33,120	
老 令 年 金		355,263	14,904	
失 業 手 當		78,660	43,534	
其 他		0	0	
計		1,514,444	263,239	
除, 兒 童, 老 令		284,160	215,215	
除, 兒 童 老 令, 失 業 1/2		244,830	-	

(昭和 24 年度價格換算)